

B 第 報 三日
C. 二 日

加ふる、和合の旨の通り進め方見合、詳細な報告の進め
事務の進め方の趣旨の体、世に於て之を以て
其の旨の進め方の体、其の旨の進め方の体、以上

昭和三年十月、昭和三年十月、昭和三年十月

手記の進め方の体、其の旨の進め方の体

此の進め方の体、其の旨の進め方の体、其の旨の進め方の体

十一回、其の旨の進め方の体、其の旨の進め方の体、其の旨の進め方の体
以上

3. 1. 17
14
25

一月十日付

浦塩の進め方の体、其の旨の進め方の体、其の旨の進め方の体

標記の進め方の体、其の旨の進め方の体、其の旨の進め方の体
不十一、其の旨の進め方の体、其の旨の進め方の体、其の旨の進め方の体